



目 次

規 則	ページ
◎高知県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則（2件）	1
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則	1
◎高知県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	1

規 則

高知県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。

令和6年5月24日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第57号

高知県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則

高知県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例（令和6年高知県条例第11号）附則第1号の規定に基づき、同号に掲げる規定の施行の日は、令和6年5月27日とする。

高知県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。

令和6年5月24日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第58号

高知県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則

高知県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例（令和6年高知県条例第11号）附則第2号の規定に基づき、同号に掲げる規定の施行の日は、令和6年5月27日とする。

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月24日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第59号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第306条の表高知県個人情報保護審議会の項中「第30条の40第2項」を「第30条の40第2項（同法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「調査審議及び」を「調査審議並びに」に、「関する事項」を「関する事項及び同法第30条の41第1項の規定による通知に係る附票本人確認情報の保護に関する事項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年5月27日から施行する。

高知県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月24日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第60号

高知県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

高知県住民基本台帳法施行細則（平成14年高知県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条」を「第7条」に改める。

第3条第1項中「「開示請求」を「本人確認情報の開示の請求」に、「行うものとする」を「しなければならない」に改め、同条第2項中「「について本人が開示請求を」を「の開示の請求を本人が」に改め、同条第3項中「「について法定代理人が」を「の開示の請求を」に、「開示請求を」を「法定代理人が」に改め、同条第4項中「「開示」を「開示」に、「同項ただし書」を「同条第2項ただし書」に、「本人確認情報」を「本人確認情報」に改める。

第5条第1項中「行うものとする」を「しなければならない」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（本人確認情報の開示手続等に関する規定の準用）

第6条 前3条の規定は、法第30条の44の13の規定により読み替えて準用する法第30条の32及び法第30条の44の13において準用する法第30条の33の規定に基づく附票本人確認情報（法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報をいう。以下この条において同じ。）の開示に係る手続並びに法第30条の44の13において準用する法第30条の35の規定による附票本人確認情報の訂正等の申出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

第3条第1項	第30条の32第1項	第30条の44の13の規定により読み替えて準用する法第30条の32第1項
	本人確認情報に	附票本人確認情報に
	本人確認情報の	附票本人確認情報の
第3条第2項及び第3項	本人確認情報	附票本人確認情報
	本人確認情報開示請求書	附票本人確認情報開示請求書
第3条第4項	第30条の32第2項本文	第30条の44の13において準用する法第30条の32第2項本文
	本人確認情報	附票本人確認情報
第3条第5項	前項の本人確認情報	第6条の規定により読み替えて準用する前項の附票本人確認情報
	本人確認情報開示期限延長通知書	附票本人確認情報開示期限延長通知書
第4条	第30条の33第2項	第30条の44の13において準用する法第30条の33第2項
	本人確認情報開示期限延長通知書	附票本人確認情報開示期限延長通知書
	本人確認情報の	附票本人確認情報の
第5条第1項	第30条の35	第30条の44の13において準用する法第30条の35
	本人確認情報訂正等申出書	附票本人確認情報訂正等申出書
第5条第2項	本人確認情報	附票本人確認情報
	第3条第2項及び第	次条の規定により読

	3項	み替えて準用する第3条第2項及び第3項			いて準用する法第30条の35
第5条第3項	本人確認情報の	附票本人確認情報の	別記第2号様式を次のように改める。		
	第30条の35	第30条の44の13において準用する法第30条の35			
	本人確認情報調査結果通知書	附票本人確認情報調査結果通知書			
別記第2号様式	本人確認情報開示請求書	附票本人確認情報開示請求書			
	第30条の32第1項	第30条の44の13の規定により読み替えて準用する同法第30条の32第1項			
	本人確認情報の	附票本人確認情報の			
別記第3号様式	本人確認情報開示期限延長通知書	附票本人確認情報開示期限延長通知書			
	第30条の33第2項	第30条の44の13において準用する同法第30条の33第2項			
別記第4号様式	本人確認情報訂正等申出書	附票本人確認情報訂正等申出書			
	第30条の35	第30条の44の13において準用する同法第30条の35			
	本人確認情報の	附票本人確認情報の			
別記第5号様式	本人確認情報調査結果通知書	附票本人確認情報調査結果通知書			
	本人確認情報の	附票本人確認情報の			
	第30条の35	第30条の44の13にお			

